

■修了年限	標準は2年ですが、長期履修学生(職業を有している等の事情により、2年を超えて履修することを事前に申請し許可された者)の場合は、授業料はそのまま4年まで在学期間を延長できます。
■授業時間	◆昼間の授業は、月曜日から金曜日までの8時40分～17時50分。(1コマ90分) ◆夜間の授業は、月曜日から金曜日までの18時～21時10分。(1コマ90分) ◆他に、土曜日の授業、休業期間中の集中講義方式もあります。
■単位認定	教育上有益と認めた場合、入学前の下記の「科目等履修」や他大学院等での修得単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができます。希望する者は、所定期間内に手続きをする必要があります。 また、研究指導教員が必要と認めた場合には、6～8単位まで(自由選択)、本大学院の自分が所属する専攻以外の専攻、さらには、他の研究科で開講されている授業を受講することができます。
■修了要件	2年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査に合格した者には、修士(人間文化)の学位が授与されます。
■取得資格等	◆幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の専修免許状(特別支援学校教諭を除く。) ◆公認心理師及び臨床心理士の受験資格(本専攻臨床心理領域は、日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院(第1種)です。臨床心理領域の院生は、修了後直近に実施される資格審査を受験することができます。)
■募集人員	約8名(人間発達心理コースとして)
■出願期間	令和7年9月22日(月)～9月26日(金)(予定)
■学力検査	令和7年10月15日(水)(予定) 正式な募集要項については、入試日程が決まり次第、本学ウェブサイト「入試情報」(http://nyushi.adb.fukushima-u.ac.jp/)にて公表予定です。
■科目等履修生	科目等履修生の募集は2月下旬と8月下旬に行う予定です。 科目等履修生は、単位修得を目的とした制度です。履修して科目について、試験等の上、単位を修得できます。 ※本学に在学中の方は出願できません。 科目等履修生の事務手続きについての問い合わせは、教務課 教務企画(024-548-8053)までお問い合わせください。
■連絡先	福島大学 〒960-1296 福島市金谷川1番地 ●教務に関する問い合わせ：教務課 024-548-8106 科目等履修により修得した単位は、本学大学院入学時に、既修得単位として申請することも可能です。単位申請に関する内容は教務課までお問い合わせください。 ●入試に関する問い合わせ：入試課 024-548-8064



令和8(2026)年度

福島大学大学院

地域デザイン科学研究科(修士課程)

人間文化専攻人間発達心理コース
臨床心理領域

臨床心理領域の概要

臨床心理領域は、地域デザイン科学研究科人間文化専攻人間発達心理コースの昼間・夜間同時開講で行う独立専攻の大学院です。

現職教員のリカレント教育への社会的要求に応えるとともに、広く学校教育や専門機関、地域福祉等のヒューマンサービスに携わる社会人、これからそれらをめざす人々を対象にしています。学校の安全と心の危機管理についても実践手法を学びます。

臨床心理領域の目的

臨床心理領域では、学校臨床、とりわけいじめや不登校、非行、あるいは発達障害などの特別なニーズを持つ子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行うために、学校、家庭、地域、専門諸機関等が相互に連携する臨床的方策について、学習・研究を行います。

高度な知識や能力、技能の習得という専門性、ならびに学校教育と心理臨床や福祉、保健、医療、司法、矯正保護等とを結びつける統合性という2つの観点から、教育関係者の実践力向上や援助専門職（公認心理師、臨床心理士、スクールカウンセラー等）の人材養成を行います。教員等の社会人でも臨床心理士受験資格が得られます。

臨床心理領域とは

保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野の各臨床を病院や専門機関での臨床実習で学びます。また、附属の臨床心理・教育相談室での面接、不登校やひきこもりの本人及び家族のグループワーク、スクールカウンセリング助手、少年鑑別所での学習支援などにより臨床実践を積み重ねます。本領域は、国家資格である「公認心理師」のカリキュラムが設けられ、さらに、第1種の臨床心理士養成大学院として指定されています。スクールカウンセラー、病院、学校臨床（発達支援）、児童相談所、警察の少年や被害者相談、家庭裁判所調査官、法務省の心理技官・法務教官・保護観察官などの専門家として実践できる人材の養成を目指し、そこで学んだ知見を学校教育の実践にも活かします。



病院、クリニック等の医療機関、児童相談所・児童養護施設等福祉機関、精神保健福祉センター・保健所等保健機関、家庭裁判所、少年鑑別所、学校（スクールカウンセラー）等教育機関、自衛隊等といった多様な専門機関で働く心理専門職や地方自治体や企業のメンタルヘルス関連業務に就くために必要な国家資格（基礎資格）が「公認心理師」です。

特に、福島県においては、復興支援を担う心理専門職や心理支援関連職の養成は、喫緊の課題です。県内の専門機関への心理専門職の供給、スクールカウンセラーの養成、そして、不登校・いじめ・自殺・非行問題等に対応できる専門機関との連携能力を備えた心理専門職である「公認心理師」の育成が必要となります。

そこで、公認心理師カリキュラムを設けて、450時間以上の心理実践演習を行う10数箇所の医療、福祉、司法・犯罪分野に関する実習施設も準備しています。なお、公認心理師の受験資格取得には、文科省・厚労省令で定める科目を大学及び大学院で学修するか、4年制大学で履修した後に2年以上の認定施設での実務経験が必要です。

なお、臨床心理士受験については、大学で心理学を専攻していない場合も、本学本領域を修了すれば受験資格を得られます。



福島大学大学院に入学したきっかけは、学内の先生方の講義だけでなく地域の病院の医師や司法・福祉分野等の心理職の講義が充実していたことです。大学院では実際のケースを担当したり複数の領域の学外実習を経験したりし、実践的な学びを数多く得ることができました。先生方には修了まで手厚くサポートしていただきました。心理臨床家としての姿勢や多職種連携の重要性など、現在の仕事で活かすことができています。



私は長い間学校現場に携わる中で、教師が心理の専門的な知識や技能をもって子どもたちに関わることの必要性を感じ、勤務しながら本大学院での学びを得ました。特に、大学院で学んだ実践に結びつく講義とロールプレイや実際の面接に対するスーパービジョンは、子どもたちや保護者との心理的な関わりをより良くすることにつながりました。現在は大学院で学んだ臨床心理学の視点を持ちながら、柔軟な教育活動のサポートや子どもたちの居場所づくりを目指して仕事をしています。